



子ども・子育て支援新制度がスタートします



平成27年度認可保育所入所・幼稚園入園に関して制度が変わります。

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートします。

この新制度では、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、色々な取り組みを進めていきます。特に、幼稚園と保育所の取り組みを連携して進められることがひとつのポイントで、幼稚園・保育所を利用する場合の手続きがこれまでとは少し変わってきます。

○認定を受けていただきます。

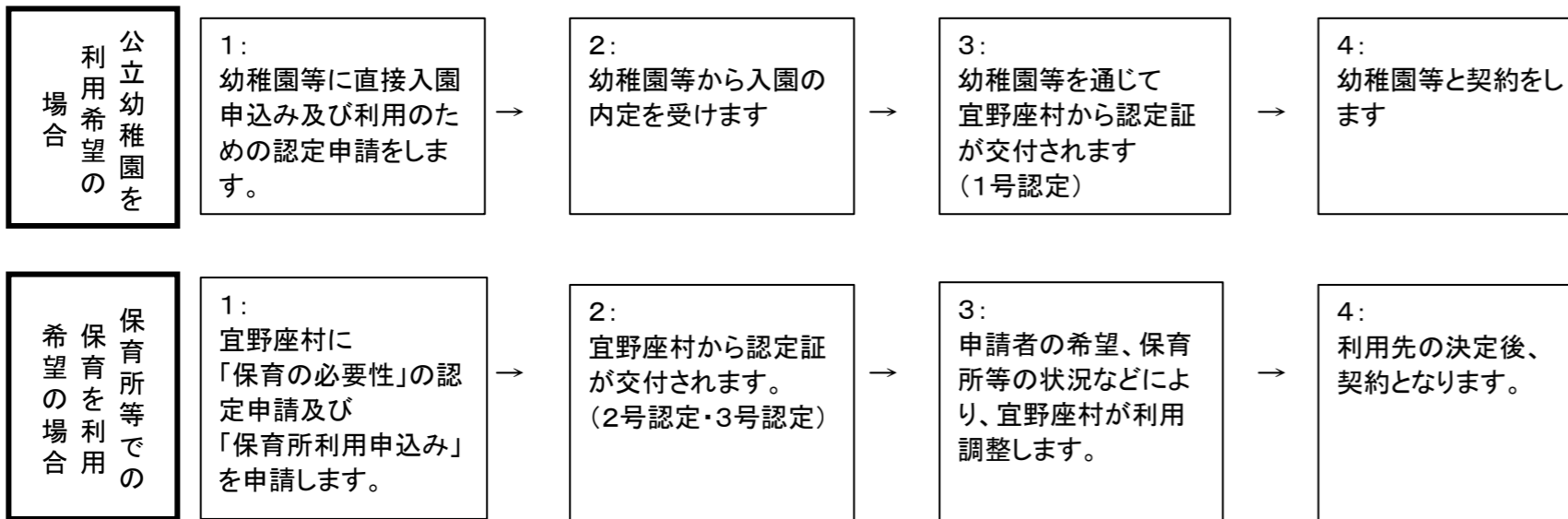
ここが変わります

新制度では、右記の3つの認定区分に応じて、施設などの利用先が決まります。手続きはこれまでと大きく異なるものではありませんが、幼稚園・保育所など*の利用を希望する保護者の方に、利用するための認定を受けていただきます。

*説明：「幼稚園・保育所など」には、認定こども園、地域型保育も含まれます。

○利用手続きの流れ

来年度の利用申込みから認定を受ける必要がありますので、今年の申込み受付から手続きの流れが変わってきます。

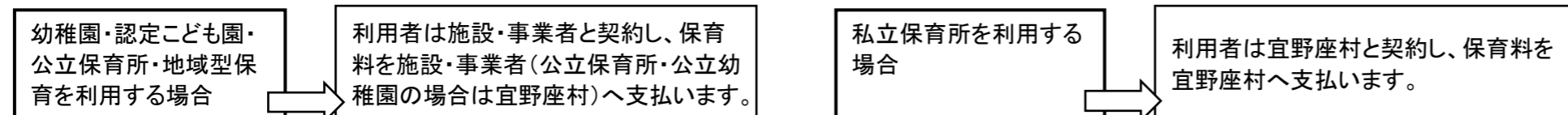


* 私立幼稚園については、各園にお問い合わせ下さい。

※注意：2号認定及び3号認定は、保護者の就労時間や保育の必要な事由に該当するかを確認するための手続きで、当面の間、認定を受けたお子さんの中で選考を行い、それぞれの保育所の定員を基準に利用調整を行います。そのため、認定を受けたお子さん全てが保育所に入所できるものではありません。

☆新制度の利用にかかる保育料は、保護者の所得に応じた支払いが基本となります。保育料に関して具体的に決まり次第お知らせします。(公立幼稚園は引き続き無償化を継続する予定です)

※契約・支払先は、利用する施設によって異なります。



★3つの認定区分★

- 1号認定** → 教育標準時間認定
お父さんが満3歳以上で、教育を希望する場合
利用先>>幼稚園・認定こども園
- 2号認定** → 満3歳以上・保育認定
お父さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用先>>保育所・認定こども園
- 3号認定** → 満3歳未満・保育認定
お父さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用先>>保育所・認定こども園・地域型保育

幼稚園

小学校以降の教育の基礎を作るため、幼児期の教育を行う施設

認定こども園 ※

保護者が働いている、いないに関わらず、教育・保育を一体的に行う施設

保育所(園)

共働きなど、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設

地域型保育 ※

家庭的な雰囲気のもとで保育を行う、定員5人以下の家庭的保育や、定員6人~19人の小規模保育などの施設

※現在、宜野座村には認定こども園や地域型保育はありません。

新制度に関するQ&A

Q1: 幼稚園の利用を希望する場合も、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？

A1: 新制度のもとでは、施設などを利用する保護者の方に3つの区分による認定を受けていただきます。幼稚園を利用する場合は「教育標準時間認定(1号認定)」を受けていただくことになります。

Q2: 家で育児をしているけど、新制度の支援を受けることはできますか？

A2: 新制度はすべての子育て家庭を支援する仕組みです。例えば、家庭での子育て支援として、急な用事などの際に利用できる一時預かりや、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「地域子育て支援センター」などを利用することができます。